

道 営 住 宅 募 集 案 内

§ 1. 申込から入居までの流れ

申込受付

受付場所 株式会社エワンホーム（帯広市西8条南13丁目2番地）

受付時間 午前8：45～午後7：00まで（土日祝日は午後6：00まで）

・申込みに必要なもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・§4（2枚目）へ →



書類提出
資格審査

①入居資格審査に必要な書類を提出して頂きます。

②入居資格の有無を審査します。



入居の決定

①入居の決定後『北海道営住宅入居決定通知』及び、**敷金（家賃の2ヶ月分）**の納入通知書を郵送致します。

②敷金は指定された期日までに納入して下さい。



入居手続

①北海道指定の金融機関で敷金を納付後、領収書を確認させて頂きます。

②『納付書領収書(写)』、『北海道営住宅入居請書』をご持参ください。



入居開始

①入居許可日より家賃が発生します。

②鍵の引渡しは設備等の説明後、『入居許可書』と共に現地にてお渡しします。

③入居許可日から10日以内に引越を完了して下さい。

§ 2. 申込み資格

①住宅に困窮している方（持ち家のある方は原則として申込みできません）

※現在公営住宅に入居している方・・・・・・・・§3（2枚目）へ →

②収入基準の範囲内である方・・・・・・・・§5（3枚目）へ →

一般階層・・・・政令月収 158,000円以下の世帯

裁量階層・・・・政令月収 214,000円以下の世帯

③入居を予定する世帯員に暴力団員がいないこと。かつ、警察への照会について同意すること。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・§7（4枚目）へ →

④入居を予定する世帯員に道営住宅に係る未納の家賃、駐車場使用料及び損害賠償金等がないこと。

⑤入居申込みの時点で成年に達していること。（未成年者が婚姻したときは成年とみなします）

§ 3. 現在公営住宅にお住まいの方の申込み資格

現在、公営住宅に入居中の方が道営住宅に申込み可能な要件は次のとおりです。

- ① 特定目的住宅に入居するための要件を満たしている方が、特定目的住宅に入居を希望する場合。
ただし、現在入居中の住宅が特定目的住宅の場合は除きます。
- ② 浴室のない公営住宅の入居者が、浴室のある道営住宅に入居を希望する場合。
- ③ 入居者又は同居者が、疾病等により現在入居中の公営住宅から遠方の医療機関に通院（6ヶ月程度以上）しなければならない場合で、当該医療機関により近い道営住宅に入居を希望する場合。
- ④ 入居者又は同居者の親、祖父母、子、孫の居住地から最も近い（概ね2 km以内）道営住宅に入居を希望する場合。
- ⑤ 入居者又は同居者の入居後の転勤等により、現在入居中の公営住宅の市町村以外の道営住宅に入居を希望する場合。（生計を維持する上で転居がやむを得ないと認められる場合に限る）
- ⑥ 入居を予定する世帯員数と現在入居中の公営住宅の間取りに応じて、下表に掲げる間取りの道営住宅に入居を希望する場合。

同居者数	現在入居中の公営住宅の間取り	入居を希望する道営住宅の間取り
2人以上	3DK 以下	3LDK
4人以上	3DK 以下	3LDK 以上
	3LDK	4DK 以上
1人以下	3LDK 以上	3DK 以下

§ 4. 申込みに必要なもの

- ① 北海道営住宅入居申込書（9枚目に申込書、10枚目に記入例があります。）
- ② 入居される方全員の住所・氏名・生年月日・続柄が確認できるもの
※住民票（記載事項が省略されていないもの）や健康保険証等（続柄が確認できるもの）
※免許証では確認できません。保険証は原本を確認させていただきます。
- ③ 世帯全員の収入を証明する書類・・・§6（3枚目）へ →
- ④ 世帯の状況により、必要な書類があります。
※障がい者の方が世帯内にいる場合は、そのことを証明する書類（障害者手帳等）
※母子（父子）世帯の方は、戸籍謄本（世帯構成が確認できるもの）
※これから結婚される方は、婚約関係を証明する書類（第三者による証明が必要です。書類はエーワンホームにあります。ただし入居可能日から3ヶ月以内に入籍することが条件となります。）
※離婚予定である方は、離婚を証明する書類。ただし入居可能日までに離婚していることが条件となります。（調停中であれば裁判所又は弁護士が証明したものに限り。証明するものがなければ、離婚する相手方も同居するものと見なし、所得の確認も必要となります。）
- ⑤ 印鑑

§5. 収入基準について

原則として、政令月収が158,000円以下の世帯が申込み可能です。

①収入基準の年収換算表

この表は、収入を得ている方が1人の場合で（給与所得者）、特別控除が無い世帯の例です。詳細は§12（5枚目）を参照してください。

政令月収		同居及び別居扶養親族数	年間税込み総収入（単位：円）					
			0人	1人	2人	3人	4人	5人
入居収入 基準	一般階層	158,000 以下	2,967,999 以下	3,511,999 以下	3,995,999 以下	4,471,999 以下	4,947,999 以下	5,423,999 以下
	裁量階層	214,000 以下	3,887,999 以下	4,363,999 以下	4,835,999 以下	5,311,999 以下	5,787,999 以下	6,263,999 以下

②裁量階層について

次の条件に該当する場合は、入居資格が原則で政令月収158,000円までのところを、裁量階層として政令月収214,000円まで拡大されています。裁量階層とは以下の要件に該当する世帯です。

- (1)入居申込者又は同居しようとする方に、障害者基本法第2条に規定する障害者で、その障害の程度が次のいずれかに該当する方がいる場合。
 - ②身体障害：身体障害者手帳に記載された障害の程度が、身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級である場合。
 - ③精神障害：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する、1級又は2級である場合。
 - ④知的障害：上記精神障害と同程度の場合。（重度又は中度の知的障害者と判定された方）
- (2)入居申込者本人が60歳以上で、かつ、同居しようとする方のいずれもが60歳以上、又は18歳未満の場合。
- (3)入居申込者又は同居しようとする方に、戦傷病者手帳の交付を受け、その手帳に記載された障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3第1款症の方がいる場合。
- (4)入居申込者又は同居しようとする方に、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている方がいる場合。
- (5)入居申込者又は同居しようとする方に、海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方がいる場合。
- (6)入居申込者又は同居しようとする方に、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等がいる場合。
- (7)同居者に小学校を卒業するまでの者がいる世帯。
- (8)多子世帯。（18歳未満の子が3名以上同居している世帯）
- (9)新婚世帯。（結婚して2年以内で、かつ2人の年齢の合計が70歳以下の夫婦の世帯）

§6. 収入を証明する書類

申込みの際、世帯全員の収入を確認します。**今現在の収入**（就職が決定している場合も含む）について、下表の区分に応じ、該当する書類をご持参ください。なお、当選した場合は該当する書類（源泉徴収票・年金通知ハガキ等についてはコピー）を提出して頂きます。

所得の種類	必要な書類（世帯全員分。該当する区分全てにつき、いずれか一つ提出）
給与所得者 （パート・アルバイトも含む）	給与証明書（直近の12ヶ月分）を提出してください ※お勤め先が前年1月1日から現在まで変わらなければ、 前年分の源泉徴収票でも可 ※複数働いている方は、 全部の証明書を提出して下さい
事業所得者	事業収入申告明細書（直近の12ヶ月分）を提出してください。用紙は当社にあります。 ※前年1月1日から現在まで事業に変更がなければ、 前年分の確定申告書控えでも可
年金所得者	直近の年金支払通知書・年金改定通知書のいずれか一つ
生活保護受給者	生活保護受給証明書、生活保護決定通知書のいずれか一つ
無職の場合	雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、退職証明書のいずれか一つ 上記のほか、無職無収入申出書（用紙は13枚目にあります）

§7. 暴力団員の入居の制限等について

- ①新たに入居しようとする世帯のうち、いずれかが暴力団員である場合は入居できません。
- ②入居後、新たに同居させようとする者が暴力団員である場合は、同居は認めません。
- ③入居名義人の死亡等により同居者が入居の権利等を承継する際に、新たに入居名義人になる者又はその同居者（同居しようとする者を含む。）が暴力団員である場合は、承継は認めません。
- ④入居者又はその同居者が暴力団員であることが判明した場合は、住宅の明渡しを求める勧告を行い、この勧告に従わない場合は、住宅の明渡しを請求します。
- ⑤入居予定者等が暴力団員であるかどうかを北海道警察本部長に照会します。ただし、「女子」、「18歳未満又は70歳以上の男子」、「外国人」は除きます。
- ⑥北海道警察本部長は、北海道知事に対し必要な情報を提供可能です。

§8. 申込みにあたっての注意事項

- ①申込書その他の提出書類に虚偽のあることが判明した場合は無効となります。
- ②持ち家のある方は原則として申込みできませんが、売却や競売、差し押さえ等、特別な事情のある方については申込み可能です。（申込みの際、媒介契約書や売買契約書、裁判所又は弁護士による証明書等が必要です。）
- ③申込み時点で就職している方は、退職予定であっても収入の算定対象となります。
- ④現在公営住宅に住んでいる方は、証明するもの(認定通知書・診断書・住民票等)が必要となります。

§9. 家賃等について

- ①敷金は入居時家賃の2ヶ月分です。
- ②家賃は住戸毎に世帯の収入に応じて決定します。
- ③家賃は毎年4月、定期に変更する他、世帯に異動が生じた場合や収入に変動が生じた場合にはその都度変更する場合があります。いずれの場合も家賃算定に係る申告をして頂きます。
- ④駐車場が整備されている団地については、家賃とは別に駐車場使用料を徴収します。駐車場使用料については8枚目の『募集住宅一覧表』にて確認ください。
- ⑤一部の団地を除き、浴槽・風呂釜及び給湯器等については、ガス会社からのリース又は買取となります。詳細については15枚目の『設備一覧表』にて確認ください。（ガス会社と契約）
- ⑥団地共通経費。詳細については§11-②をご確認ください。（自治会で徴収）
- ⑦電気、水道、ガス、灯油、電話等については、各事業者と直接ご契約ください。

§10. 駐車場について

- ①駐車場は原則、**1住戸につき1台**駐車することができます。2台目以降の車については、別途月極駐車場等を確保してください。
- ②原則として、入居者又は同居者名義の車両以外は駐車できません。
- ③駐車可能な車両の大きさは、長さ480cm、車幅180cmまでです。

§11. その他注意事項

- ①団地内では犬猫等、動物の飼育はできません。
- ②団地共用部の維持管理は入居者の皆様が行うため、各団地毎の自治会活動に参加頂きます。維持管理の内容は、共用部電気代の負担、消耗品購入費、排水管・排水ますの清掃、共用廊下・階段の清掃、敷地内の草刈り、除雪等です。

§ 1 2. 政令月収と収入基準について

①収入（政令月収）について

- (1)収入のある方が2人以上いる場合の年間総所得金額は、それぞれの年間総所得金額を合計して下さい。
- (2)1人につき、複数の所得がある場合の年間総所得金額は、それぞれの年間総所得金額を合計して下さい。

②所得の求め方

(1)給与所得者の所得の求め方

年間税込総収入金額	年間総所得金額の計算方法	
0円～ 650,999円	年間総所得金額 = 0円	
651,000円～1,618,999円	年間税込総収入金額 - 650,000円	
1,619,000円～1,619,999円	年間総所得金額 = 969,000円	
1,620,000円～1,621,999円	年間総所得金額 = 970,000円	
1,622,000円～1,623,999円	年間総所得金額 = 972,000円	
1,624,000円～1,627,999円	年間総所得金額 = 974,000円	
1,628,000円～1,799,999円	年間税込総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切り捨てた後、4000を掛け戻して得た額を右のAとする。	A×0.6
1,800,000円～3,599,999円		A×0.7 - 180,000円
3,600,000円～6,599,999円		A×0.8 - 540,000円
6,600,000円～9,999,999円	年間税込総収入金額×0.9 - 1,200,000円	
10,000,000円以上	年間税込総収入金額×0.95 - 1,700,000円	

※令和2年1月1日の所得税法改正により、令和元年（2019年）の課税証明書等で申告する場合を除き、上記年間総所得金額の計算方法が変更になりますが、算定される政令月収は、従前のものと同額になります。

ただし、次に該当する場合は、算定後の所得金額が変わりますのでお問い合わせください。

・給与収入金額が850万円を超える場合

(2)年金所得者の所得の求め方（遺族、障害年金の所得は0円です）

年齢	年間税込総受給額	年間総所得金額の計算方法
65歳以上	0円～1,200,000円	年間総所得金額 = 0円
	1,200,001円～3,299,999円	年間税込総受給額 - 1,200,000円
	3,300,000円～4,099,999円	年間税込総受給額×0.75 - 375,000円
	4,100,000円～7,699,999円	年間税込総受給額×0.85 - 785,000円
	7,700,000円～	年間税込総受給額×0.95 - 1,555,000円
65歳未満	0円～ 700,000円	年間総所得金額 = 0円
	700,001円～1,299,999円	年間税込総受給額 - 700,000円
	1,300,000円～4,099,999円	年間税込総受給額×0.75 - 375,000円
	4,100,000円～7,699,999円	年間税込総受給額×0.85 - 785,000円
	7,700,000円～	年間税込総受給額×0.95 - 1,555,000円

※令和2年1月1日の所得税法改正により、令和元年（2019年）の課税証明書等で申告する場合を除き、上記年間総所得金額の計算方法が変更になりますが、算定される政令月収は、従前のものと同額になります。

ただし、次に該当する場合は、算定後の所得金額が変わりますのでお問い合わせください。

・公的年金等収入金額が1000万円を超える場合

・公的年金等収入金額等がある場合で公的年金に係る雑所得以外の所得にかかる合計所得金額が1000万円を超える場合

(3)事業所得者等の所得の求め方

税務署で決定された所得金額（収入金額 - 必要経費）

③控除対象者・控除額について

政令月収を計算するときは、世帯全員の所得金額の合計から次の控除額を差し引いてください。

区 分		控 除 を 受 け ら れ る 方	控 除 額
1 親族	同居者	本人以外で道営住宅に入居する方。	38万円
	別居扶養親族	道営住宅には入居しないが、所得税法上の扶養親族である方。	
特 別	2 老人扶養親族 3 老人控除対象配偶者	70歳以上の扶養親族又は控除対象配偶者。	10万円
	4 寡婦	本人又は同居者のうち、次のいずれかに該当する方。 ①『夫と死別、離婚した後婚姻していない方、夫の生死が明らかでない方、又は婚姻によらないで母となった者であって、現に婚姻をしていない方』で、『扶養親族又は所得金額38万円以下の生計を一にする子を有する方。』 ②『夫と死別した後婚姻していない方又は夫の生死が明らかでない方』で、所得金額が500万円以下の方。	27万円まで (所得金額27万円未満のときはその額)
	5 寡夫	本人又は同居者のうち、次に該当する方。 『妻と死別、離婚した後婚姻していない方、妻の生死が明らかでない方、又は婚姻によらないで父となった者であって、現に婚姻をしていない方』で、所得金額38万円以下の生計を一にする子を有し、所得金額が500万円以下の方。	
	6 障害者	本人、同居者又は別居扶養親族のうち、次の①～⑧までのいずれかに該当する方。 ①心神喪失の常況にある方は特別障害者となります。 ②精神保健指定医などから知的障害者と判定された方。このうち重度と判定された方は特別障害者となります。 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。このうち1級の方は特別障害者となります。 ④身体障害者手帳の交付を受けている方。このうち1級又は2級の方は特別障害者となります。 ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている方。このうち恩給法別表第一号表ノ二の特別項症から第三項症までの方は特別障害者となります。 ⑥原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方は特別障害者となります。 ⑦常に就床を要し複雑な介護を要する人は特別障害者となります。 ⑧65歳以上で市町村長又は福祉事務所長から障害者と認定を受けている方。このうち①②④の特別障害者に準ずるものとして市町村長又は福祉事務所長から認定を受けている方は特別障害者となります。	障害者 27万円
7 特別障害者	特別障害者	40万円	
8 特定扶養	16歳以上23歳未満の扶養親族。	25万円	

(注1) 特別控除(2～8)は所得税法上認定された方であることが必要です。

④政令月収と収入基準について

政令月収に応じて次の8通りの収入基準に分類されます。

収入基準	政 令 月 収
I	0円～104,000円
II	104,001円～123,000円
III	123,001円～139,000円
IV	139,001円～158,000円
V	158,001円～186,000円
VI	186,001円～214,000円
VII	214,001円～259,000円
VIII	259,001円～

原則階層はIVまでです。↑

裁量階層はVIまでです。↑

⑤計算例（※令和2年1月1日の所得税法改正前の計算方法による）

(1)家族構成

本人（39歳）会社員 年間税込総収入4,192,500円
 妻（38歳）無職
 母（66歳）年金有（非扶養） 年間税込総受給額1,587,200円
 子（16歳）高校生（別居扶養） 特別控除に該当

(2)所得の計算

本人給与収入 4,192,500円
 $4,192,500円 \div 4,000 = 1,048.125 \rightarrow 1,048 \times 4,000 = 4,192,000円$
 $4,192,000円 \times 0.8 - 540,000円 = 2,813,600円$ （年間総所得金額）
 母年金受給額（65歳以上） 1,587,200円
 $1,587,200円 - 1,200,000円 = 387,200円$ （年間総所得金額）

(3)収入（政令月収）の計算

$\{(2,813,600円 + 387,200円) - (3人 \times 380,000円) - 250,000円\} \div 12ヶ月$
 $= 150,900円$ （政令月収）

よって収入基準は（IV）階層である。

お問い合わせ先

エーワン、創造設計舎コンソーシアム
 〒080-0018 帯広市西8条南13丁目2番地
 TEL 0155-22-2013 FAX 0155-27-3455
<http://www.a-onehome.com>

抽選番号

北海道営住宅入居申込書								
申込者	〒 現住所					氏名	(ふりがな)	
	本籍地(国籍)							
	電話(自宅) (会社等)							
道営住宅に入居する者等	氏名	続柄	生年月日	年齢	勤務先の名称及び所在地	勤続年数	職業	
	入居者	本人	. .			.		
	同居する親族	(ふりがな)		. .			.	
		(ふりがな)		. .			.	
		(ふりがな)		. .			.	
		(ふりがな)		. .			.	
		(ふりがな)		. .			.	
	別居扶養親族	(ふりがな)		. .			.	/
(ふりがな)			. .			.	/	
希望の団地等	住宅区分	一般住宅又は特定目的住宅 ・ 子育て世帯向け住宅						
	団地・地区名				間取り		階数	
	特定目的住宅への入居希望	入居を希望する・しない	希望する目的の住宅					
	摘要							

注 太枠の部分に記入してください。

<収入計算表> (指定管理者記入欄)

<p>1 所得 =</p> <p style="text-align: right;">所得合計</p>	<p>3 公営住宅法に定める収入月額</p> <p>所得金額：</p> <p>- 控除金額：</p> <p>収入年額：</p> <p style="text-align: right;">収入月額：</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 30px; margin: 0 auto;"></div> <p>4 年度入居収入基準</p> <p style="text-align: right;">円</p> <p>5 入居収入基準 適合・不適合</p>
<p>2 控除額</p> <p>同居・扶養控除額 380,000 円× 人=</p> <p>老人扶養控除額 100,000 円× 人=</p> <p>特定扶養親族控除額 250,000 円× 人=</p> <p>障害者控除額 270,000 円× 人=</p> <p>特別障害者控除額 400,000 円× 人=</p> <p>寡婦（夫）控除額 円× 人=</p> <p style="text-align: right;">控除額合計</p>	<p>審査者名：</p>

(記 載 例 ~ 裏面もあります)

別記第1号様式 (第6条関係)

アパート・マンション名、
部屋番号を記入してくださ

ふりがなを記入してく
ださい

抽選番号

北 海 道 営 宅 入 居 申 込 書

申 込 者	現住所	帯広市西21条南3丁目16番地 Aアパート101					(ふりがな)	ほっかい たるう	
	本籍地(国籍)	北海道帯広市西5条北1丁目3番地5					氏 名	北 海 太 郎	
	電 話(自宅)	0155-24-1122 (会社等)		0155-21-2233					
道 営 住 宅 に 入 居 す る 者 等	氏 名	続柄	生年月日	年齢	勤務先の名称及び所在地	勤続年数	職 業		
	入居者	北海 太郎	本人	S40. 5. 25	48	(株)北海商事 帯広市西16南1	10.	会社員	
	同 居 す る 親 族		花子	妻	S45. 12. 25	42	(株)北海建設 帯広市西16南2	11.	会社員
			次郎	子	H4. 4. 4	21		.	大学生
			三郎	子	H8. 8. 8	17		.	高校生
	別 居 扶 養 親 族		北海 道男	父	S11. 1. 1	78		.	
			道子	母	S11. 2. 2	77		.	
希 望 の 団 地 等	住 宅 区 分	一般住宅又は特定目的住宅 ・ 子育て世帯向け住宅							
	団地・地区名	〇〇 団地			間取り		階数		
	特定目的住宅 への入居希望	入居を	希望する目的の住宅						
		希望する	しない	特殊事情					
摘要	<p>希望の団地等については、団地名のみ記載してください</p> <p>特定目的住宅への入居希望欄は記載不要です</p>								

注 太枠の部分に記入してください

<収入計算表> (指定管理者記入欄)

1 所得	=	3 公営住宅法に定める収入月額
	=	所得金額:
	=	- 控除金額:
所得合計		収入年額:
2 控除額		収入月額:
同居・扶養控除額	380,000 円× 人=	4 年度入居収入基準
老人扶養控除額	100,000 円× 人=	
特定扶養親族控除額	250,000 円× 人=	円
障害者控除額	270,000 円× 人=	5 入居収入基準
特別障害者控除額	400,000 円× 人=	適合・不適合
寡婦(夫)控除額	円× 人=	審査者名:
控除額合計		

給 与 証 明 書

北海道十勝総合振興局長 様

令和 年 月 日

住 所
 事 業 主 氏 名
 電 話 番 号 (- -)
 給与担当者氏名

印

_____ に対して、次のとおり給与を支給したことを証明します。

(単位：円)

区 分	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	合 計
給 与 の 内 訳	基本給													
	賞 与													
	扶養手当													
	住宅手当													
	寒冷地手当													
	時間外手当													
	手当													
	手当													
	合 計													

採 用 年 月 日
年 月 日

扶養親族の数				障害者の数		老年者	寡婦 (夫)
配偶者	老 人	特 定	その他	特 別	その他		
有・無	人	人	人	人	人		

備 考	
--------	--

※ 記載上の注意事項

- 1 現在の勤務先における、申請直前までの12ヶ月分の給与の支給状況を記載してください。
- 2 給与の支給期間が12ヶ月に満たない場合は、就職した月から申請直前までの給与の支給状況を記載してください。
- 3 非課税所得（通勤手当等）は記入しないでください。
- 4 代表者印を必ず押印してください。（印の無いものは無効となります。）

記 載 例

給 与 証 明 書

北海道十勝総合振興局長 様

令和 年 月 日

住 所 帯広市西〇〇条南〇〇丁目

事業主氏名 〇〇株式会社

電話番号 (0155-23-4567)

給与担当者氏名 十勝 花子

印

必ず社印を押して下さい。

証明を受ける方の氏名を記入。

北海 太郎 に対して、次のとおり給与を支給したことを証明します。

(単位：円)

区 分	〇年〇月	〇年〇月	〇年〇月	〇年〇月	〇年〇月	〇年〇月	〇年〇月	〇年〇月	〇年〇月	〇年〇月	〇年〇月	〇年〇月	〇年〇月	合 計
給 与 の 内 訳	基本給	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	960,000
	賞 与				50,000					100,000				150,000
	扶養手当													
	住宅手当													
	寒冷地手当													
	時間外手当	5,000	3,000	5,000				2,000	5,000	5,000		3,000		28,000
	手当													
	手当													
	合 計	85,000	83,000	85,000	130,000	80,000	80,000	82,000	85,000	185,000	80,000	83,000	80,000	1,138,000

採用年月日
H〇〇年〇〇月〇〇日

扶養親族の数				障害者の数		高齢者	寡婦 (夫)
配偶者	老人	特定	その他	特別	その他		
有 (無)	人	1 人	人	1 人	人		〇

備 考	時給：750円 平均勤務期間：5.5時間 平均勤務日数：20日
-----	---------------------------------------

※ 記載上の注意事項

- 現在の勤務先における、申請直前までの12ヶ月分の給与の支給状況を記載してください。
- 給与の支給期間が12ヶ月に満たない場合は、就職した月から申請直前までの給与の支給状況を記載してください。
- 非課税所得（通勤手当等）は記入しないでください。
- 代表者印を必ず押印してください。（印の無いものは無効となります。）

該当する項目がある場合記入。

勤め始めて支払い実績が無い場合は、上記の様に概算月額が算出できる様に記載して下さい。

無職無収入申出書

私は、現在、無職となっており、収入の無いことを下記のとおり申し出いたします。

記

※直近の就業履歴及び現在の生計維持の方法についてお書きください。

令和 年 月 日

北海道十勝総合振興局長 様

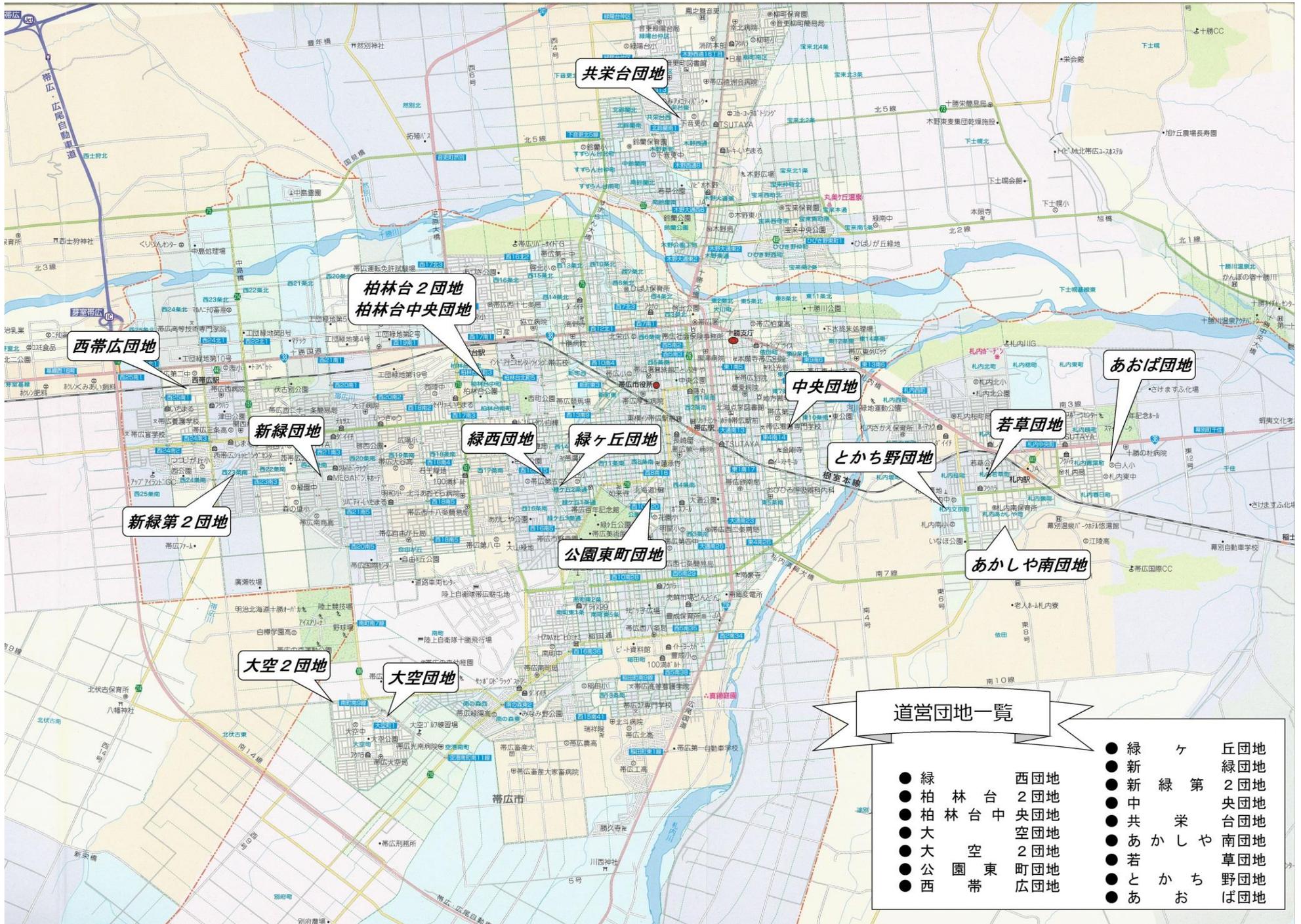
住 所

氏 名

⑨

留意事項

- (注1) この申し出をしたのちに、就職等により収入を得ることとなった場合は、速やかに総合振興局長に申し出てください。
- (注2) この申し出を行った方については、税務関係機関への調査を行いますが、必要によってはあなたに事実関係の確認を行うことがあります。



共栄台団地

柏林台2団地
柏林台中央団地

西帯広団地

新緑2団地

新緑第2団地

大空2団地

大空団地

公園東町団地

中央団地

とがち野団地

若草団地

あおば団地

あかしや南団地

道営団地一覧

- 緑ヶ丘団地
- 新緑第2団地
- 新緑中央団地
- 共栄台団地
- あかしや南団地
- 若草団地
- とがち野団地
- あおば団地
- 西帯広団地
- 柏林台2団地
- 柏林台中央団地
- 大空2団地
- 公園東町団地
- 緑ヶ丘団地
- 新緑第2団地
- 新緑中央団地
- 共栄台団地
- あかしや南団地
- 若草団地
- とがち野団地
- あおば団地